

栃木市国民健康保険運営協議会資料

日 時：平成30年12月21日（金）

午後1時～

場 所：栃木市 市民会館 2階 大会議室

栃木市生活環境部保険医療課

平成30年度第4回栃木市国民健康保険運営協議会次第

日時：平成30年12月21日(金)午後1時～

場所：栃木市 市民会館 2階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名者指名

4 議 事

(1) 国民健康保険税率及び課税限度額の見直しについて

(2) その他

5 閉 会

国民健康保険税率及び課税限度額の見直しについて（案）

1 国民健康保険税率等の見直しの考え方

2018年度（平成30年度）から県が国民健康保険の保険者に加わり、財政運営の責任主体となったことに伴い、県は、市町が県に納付する国民健康保険事業費納付金（以下「国保事業費納付金」という。）の額を決定するとともに、国保事業費納付金を納めるために必要な標準保険税率を算定し、市町は、標準保険税率を参考に保険税率を決定することになった。

本市は、保険財政調整基金の残高が僅かであったことや、2017年度（平成29年度）に税率を改定したばかりであったことから、現行税率を据え置き、基金を一定規模以上（約6億円）確保した段階で、あらためて検討することとした。

保険財政調整基金については、今年度中に約9億7千万円の積立を予定し、年度末には残高が約12億7千万円となる見込みであり、国民健康保険運営協議会の答申にあった「保険税率改定の目安となる約6億円」を超える額を確保することが確実となっている。

そこで、2019年度（平成31年度）の国民健康保険税率について、県が算定する標準保険料率を基本に見直しを行うものである。

なお、今回は12月19日に県から示された仮係数による標準保険料率に基づく暫定（案）であり、平成31年1月初旬に確定係数による標準保険料率が示された段階で、あらためて改定（案）を策定する予定である。

（1）国民健康保険税率

県が算定する2019年度（平成31年度）の標準保険料率を基本とする。ただし、課税の都合上、端数整理をしたものを改正案とする。

（2）資産割の廃止（3方式の課税方式の導入）

資産割については、資産の保有と担税力が一致しない、市外の資産には課税されないなどの問題があり、段階的に引き下げを行ってきたことから、資産割を廃止し、課税方式を現行の4方式から3方式（所得割、被保険者均等割、世帯別平等割）に改める。

(3) 課税限度額の引き上げ

高額所得者の負担能力に応じた課税を図り、中間所得者の負担軽減を図るため、課税限度額を現行の89万円から地方税法施行令で定める93万円に引き上げる。

国民健康保険税の課税限度額

区 分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合 計
地方税法施行令	58万円	19万円	16万円	93万円
栃木市(現行)	54万円	19万円	16万円	89万円

(4) 今後の見直しについて

国保事業費納付金は、医療費の伸び等に伴い1人当たりの負担額が増加するため、2020年度以降は、税収が不足するものと見込まれる。しかしながら、保険税率の引き上げは、被保険者の生活への影響が大きいことから、当面は保険税率を据え置き、基金を取り崩して財源不足に対応するものとし、次回の見直しは、2022年度の保険税率の改定について、2021年度に検討を行うものとする。

2 国保事業費納付金

(1) 国保事業費納付金総額(仮係数)

仮係数に基づく2019年度(平成31年度)の国保事業費納付金総額は、5,310,998千円であり、前年度に比べ466,181千円の増(109.62%)となっている。

国保事業費納付金総額

(単位:千円)

区 分	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	比 較	伸 率
医療給付費分	3,287,617	3,744,390	456,773	113.89
後期高齢者 支援金分	1,171,611	1,159,699	△ 11,912	98.98
介護納付金分	385,589	406,909	21,320	105.53
合 計	4,844,817	5,310,998	466,181	109.62

※国保事業費納付金は、各市町の医療費水準及び所得水準を反映し、算定されている。

(2) 被保険者一人当たりの負担額

仮係数に基づく国保事業費納付金の2019年度（平成31年度）の被保険者一人当たりの負担額は138,336円であり、前年度に比べ20,110円の増（117.01%）となっている。

被保険者一人当たりの負担額

（単位：円）

区 分	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	比 較	伸 率	(被保険者数) 2018年度 (H30年度) 40,979人 (介護分のみ12,542人) 2019年度 (H31年度) 38,392人 (介護分のみ11,577人)
医療給付費分	80,226	97,530	17,304	121.57%	
後期高齢者支援金分	28,590	30,206	1,616	105.65%	
介護納付金分	30,743	35,148	4,405	114.33%	
全 体	118,226	138,336	20,110	117.01%	

※「全体」の額は、一人当たりの負担額の医療分、後期分、介護分の合計ではなく、納付金総額（医療分、後期分、介護分の計）を全被保険者数で除した額。

3. 標準保険料率

国保事業費納付金の支払に必要な税額を確保するための標準保険料率を県が算定する。2018年度（平成30年度）は現行税率と同じ4方式で算定したが、2019年度（平成31年度）は、資産割を廃止する前提で、3方式（所得割、被保険者均等割、世帯別平等割）により算定した。

2019年度（平成31年度）標準保険料率（市町村算定方式）

区 分	所得割	資産割	均等割	平等割
医療給付費分	8.25%	—	32,491円	23,989円
後期高齢者支援金分	2.65%	—	10,339円	7,634円
介護納付金分	2.28%	—	12,289円	5,734円
合 計	13.18%	—	55,119円	37,357円

【参考】2018年度（平成30年度）標準保険料率（市町村算定方式）

区 分	所得割	資産割	均等割	平等割
医療給付費分	6.60%	3.71%	25,012円	21,050円
後期高齢者支援金分	2.47%	1.13%	9,810円	7,455円
介護納付金分	1.78%	0.93%	9,263円	6,195円
合 計	10.85%	5.77%	44,085円	34,700円

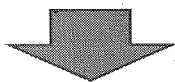
4 国民健康保険税率改定（案）【仮係数に基づく暫定（案）】

標準保険料率を基本とするが、課税の都合上、所得割については、小数点第2位を四捨五入、均等割及び平等割については、100円未満を四捨五入したものを改定（案）とする。

なお、今回は、仮係数による標準保険料率に基づく暫定（案）であり、平成31年1月初旬に確定係数による標準保険料率が示された段階で、あらためて改定（案）を策定する予定である。

（1）現行税率

区 分	所得割	資産割	均等割	平等割
医療給付費分	8.20%	5.00%	30,000円	26,000円
後期高齢者支援金分	3.00%	1.50%	11,500円	9,000円
介護納付金分	2.60%	1.50%	12,000円	9,000円
合 計	13.80%	8.00%	53,500円	44,000円



（2）税率改定（案）

区 分	所得割	資産割	均等割	平等割
医療給付費分	8.30%	—	32,500円	24,000円
後期高齢者支援金分	2.70%	—	10,300円	7,600円
介護納付金分	2.30%	—	12,300円	5,700円
合 計	13.30%	—	55,100円	37,300円

（3）比較（2）－（1）

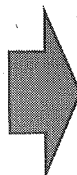
区 分	所得割	資産割	均等割	平等割
医療給付費分	0.10%	△ 5.00%	2,500円	△ 2,000円
後期高齢者支援金分	△ 0.30%	△ 1.50%	△ 1,200円	△ 1,400円
介護納付金分	△ 0.30%	△ 1.50%	300円	△ 3,300円
合 計	△ 0.50%	△ 8.00%	1,600円	△ 6,700円

5 課税限度額改定（案）

課税限度額について、医療給付費分を4万円引き上げ、地方税法施行令に定める93万円とする。

（1）現 行

区 分	課税限度額
医療給付費分	54万円
後期高齢者支援金分	19万円
介護納付金分	16万円
合 計	89万円



（2）改定（案）

区 分	課税限度額	
医療給付費分	58万円	(+4万円)
後期高齢者支援金分	19万円	
介護納付金分	16万円	
合 計	93万円	(+4万円)

6 課税見込額及び収納見込額

改定（案）による課税見込額は4,302,399千円であり、現行税率に比べ138,469千円減額になると見込まれる。また、収納見込額は3,784,428千円であり、現行税率に比べ121,128千円減額になると見込まれる。

課税見込額及び収納見込額（一般＋退職）

（単位：千円）

区 分	現行税率（a）			改定（案）（b）		
	課税見込額	収納率	収納見込額	課税見込額	収納率	収納見込額
医療給付費分	2,975,047	88.12%	2,621,611	3,000,799	88.12%	2,644,304
後期高齢者支援金分	1,086,238	87.96%	955,454	966,257	87.96%	849,919
介護納付金分	379,583	86.54%	328,491	335,343	86.54%	290,205
計	4,440,868	87.95%	3,905,556	4,302,399	87.96%	3,784,428

区 分	比較（b）-（a）	
	課税見込額	収納見込額
医療給付費分	25,752	22,693
後期高齢者支援金分	△ 119,981	△ 105,535
介護納付金分	△ 44,240	△ 38,286
計	△ 138,469	△ 121,128

（算定条件）

※被保険者数及び世帯数は、次の推計値を用いる。

被保険者数 38,100人、世帯数 23,280世帯
うち介護 11,600人、世帯数 9,550世帯

※収納率は、前年度収納率を用いる。

医療分 88.12%
後期分 87.96%
介護分 86.54%

7 1人当たりの課税見込額及び1人当たりの収納見込額

改定（案）による1人当たりの課税見込額は112,923円であり、現行税率に比べ3,635円減額になると見込まれる。また、1人当たりの収納見込額は99,328円であり、現行税率に比べ3,180円減額になると見込まれる。

1人当たりの課税見込額及び1人当たりの収納見込額（一般＋退職）（単位：円）

区 分	現行税率(a)		改定(案) (b)		比較 (b)-(a)	
	課税見込額	収納見込額	課税見込額	収納見込額	課税見込額	収納見込額
医療給付費分	78,085	68,808	78,761	69,404	676	596
後期高齢者支援金分	28,510	25,077	25,361	22,307	△ 3,149	△ 2,770
介護納付金分	32,722	28,318	28,908	25,017	△ 3,814	△ 3,301
全 体	116,558	102,508	112,923	99,328	△ 3,635	△ 3,180

※「全体」の額は、1人当たりの課税見込額及び1人当たりの収納見込額の医療分、後期分、介護分の合計ではなく、課税総額及び収納総額（医療分、後期分、介護分の計）を全被保険者数で除した額。

8 国民健康保険特別会計収支見込

(1) 税率改定 (案)

(単位:千円)

科目	2018 (H30)	2019 (H31)		2020		2021	
		前年度比		前年度比		前年度比	
歳入	保険税	4,425,568	0.92	3,871,978	0.95	3,693,045	0.95
	使用料及び手数料	2,451	1.00	2,450	1.00	2,450	1.00
	国庫支出金	963	0.42	400	1.00	400	1.00
	県支出金	12,565,519	1.00	12,508,112	1.00	12,469,196	1.00
	一般会計繰入金	1,467,022	0.97	1,407,563	0.99	1,394,764	0.99
	その他の収入	46,641	0.68	31,641	1.00	31,641	1.00
	基金繰入金(3)	0	0.00	200,000	0.00	300,000	0.00
	繰越金(4)	975,838	0.69	24,825	0.04	70,837	2.85
	歳入合計(1)	19,484,002	0.96	18,046,969	0.96	17,962,333	1.00
	総務費	204,563	0.98	201,128	1.00	201,078	1.00
歳出	保険給付費	12,406,054	1.00	12,344,083	1.00	12,302,916	1.00
	国保事業費納付金	4,844,817	1.10	5,292,816	1.00	5,267,097	1.00
	保健事業費	105,434	1.06	112,834	1.01	113,834	1.01
	返還金(5)	197,791	0.00	1	1.00	1	1.00
	一般会計繰出金(6)	56,940	0.18	10,000	1.00	10,000	1.00
	その他の支出	15,525	0.99	15,270	0.99	15,270	1.00
	基金等積立金(7)	975,838	0.69	0	0.00	0	#DIV/0!
	歳出合計(2)	18,806,962	0.99	17,976,132	0.96	17,910,196	1.00
	歳入歳出差引	677,040		70,837		52,137	
	実質単年度収支(1)-(2)-(3)-(4)+(5)+(6)+(7)	931,771		△ 143,987		△ 308,699	
保険財政調整基金残高(年度末)		1,279,471		1,756,511		1,456,511	

(単位：千円)

(2) 現行税率

科目	2018 (H30)	2019 (H31)		2020		2021	
			前年度比		前年度比		前年度比
歳入	保険税	4,425,568	0.94	4,177,892	0.95	3,987,157	0.95
	使用料及び手数料	2,451	1.00	2,450	1.00	2,450	1.00
	国庫支出金	963	0.42	400	1.00	400	1.00
	県支出金	12,565,519	1.00	12,533,755	1.00	12,508,112	1.00
	一般会計繰入金	1,467,022	0.99	1,450,066	0.99	1,435,749	0.99
	その他の収入	46,641	0.68	31,641	1.00	31,641	1.00
	基金繰入金(3)	0	0.00	0	0.00	100,000	0.00
	繰越金(4)	975,838	0.69	677,040	0.26	163,801	0.94
	歳入合計(1)	19,484,002	0.97	18,873,244	0.96	17,992,672	0.99
	総務費	204,563	0.98	201,178	1.00	201,078	1.00
歳出	保険給付費	12,406,054	1.00	12,372,398	1.00	12,302,916	1.00
	国保事業費納付金	4,844,817	1.10	5,310,998	1.00	5,267,097	1.00
	保健事業費	105,434	1.06	111,834	1.01	113,834	1.01
	返還金(5)	197,791	0.00	1	1.00	1	1.00
	一般会計繰出金(6)	56,940	0.18	10,000	1.00	10,000	1.00
	その他の支出	15,525	0.99	15,371	0.99	15,270	1.00
	基金等積立金(7)	975,838	0.69	677,040	0.00	0	#DIV/0!
	歳出合計(2)	18,806,962	0.99	18,698,820	0.96	17,910,196	1.00
	歳入歳出差引	677,040		174,424		163,801	82,476
	実質単年度収支(1)-(2)-(3)-(4)+(5)+(6)+(7)	931,771		184,425		△ 622	△ 171,324
	保険財政調整基金残高(年度末)	1,279,471		1,956,511		1,956,511	1,856,511

国民健康保険税率等見直し検討スケジュール(案)

	2018年度(平成30年度)												2019年度(平成31年度)				備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
庁議等		5/28 ●庁議 (見直方針)							12/27 ●庁議(改正案審議)	1/21 ●庁議(条例案審議)							
議会関係		5/31 ●正副議長レクチャー (見直方針)	6/8 ●議員研究会 (見直方針)								●正副議長レクチャー (見直方針)	●議員研究会 (改正案の説明) ●定例市議会 (議案の審議)					
国保運営協議会		7/2 第2回 (税率の検討)	8/27 第3回 (税率の検討)						12/21 ●第4回(税率の検討)	1/16 ●第5回(税率の検討)	●答申						
国保事業費納付金 及び標準保険料率								国より仮係数の提示 ●H31納付金等算定	●H31納付金等 確定								
その他			6/11 ●運営協議会へ諮問					国保運営方針連携会議 財政運営分科会 11/16 ●第2回	12/6 ●第3回	12/19 ●第4回	1/7 ●例規審査委員会 ●議案提出	●県に資料提出	★条例施行			市民への周知(広報誌、ホームページ等) (広報とちぎ 2回程度掲載)	

試算所得階層別税額

… 保険税軽減

参考資料

モデルケース (1) 世帯主 62歳 (資産なし)

所得	33万円	60.5万円	83万円	100万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円
現行税率	29,200	86,600	147,000	189,900	258,900	327,900	465,900	603,900	741,900	870,900	890,000	890,000
改定(案)	27,600	82,600	140,400	181,400	247,900	314,400	447,400	580,400	713,400	846,400	930,000	930,000
比較	△ 1,600	△ 4,000	△ 6,600	△ 8,500	△ 11,000	△ 13,500	△ 18,500	△ 23,500	△ 28,500	△ 24,500	40,000	40,000

モデルケース (2) 世帯主 62歳 (固定資産税額 10万円)

所得	33万円	60.5万円	83万円	100万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円
現行税率	37,200	94,600	155,000	197,900	266,900	335,900	473,900	611,900	749,900	875,900	890,000	890,000
改定(案)	27,600	82,600	140,400	181,400	247,900	314,400	447,400	580,400	713,400	846,400	930,000	930,000
比較	△ 9,600	△ 12,000	△ 14,600	△ 16,500	△ 19,000	△ 21,500	△ 26,500	△ 31,500	△ 36,500	△ 29,500	40,000	40,000

モデルケース (3) 世帯主 62歳、妻 60歳 (資産なし)

所得	33万円	88万円	133万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円
現行税率	45,300	151,400	258,800	312,400	381,400	519,400	657,400	795,400	890,000	890,000	890,000
改定(案)	44,100	146,800	250,900	303,000	369,500	502,500	635,500	768,500	900,800	930,000	930,000
比較	△ 1,200	△ 4,600	△ 7,900	△ 9,400	△ 11,900	△ 16,900	△ 21,900	△ 26,900	10,800	40,000	40,000

モデルケース (4) 世帯主 62歳、妻 60歳 (固定資産税額 10万円)

所得	33万円	88万円	133万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円
現行税率	53,300	159,400	266,800	320,400	389,400	527,400	665,400	803,400	890,000	890,000	890,000
改定(案)	44,100	146,800	250,900	303,000	369,500	502,500	635,500	768,500	900,800	930,000	930,000
比較	△ 9,200	△ 12,600	△ 15,900	△ 17,400	△ 19,900	△ 24,900	△ 29,900	△ 34,900	10,800	40,000	40,000

モデルケース (5) 世帯主 45歳、妻 42歳、子 16歳、子 12歳 (資産なし)

所得	33万円	50万円	100万円	143万円	200万円	233万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円
現行税率	70,200	140,400	209,400	268,800	417,600	463,200	602,400	740,400	873,300	890,000	890,000	890,000
改定(案)	69,800	139,000	205,500	262,800	408,500	452,400	588,100	721,100	854,100	930,000	930,000	930,000
比較	△ 400	△ 1,400	△ 3,900	△ 6,000	△ 9,100	△ 10,800	△ 14,300	△ 19,300	△ 19,200	40,000	40,000	40,000

モデルケース (6) 世帯主 45歳、妻 42歳、子 16歳、子 12歳 (固定資産税額 10万円)

所得	33万円	50万円	100万円	143万円	200万円	233万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円
現行税率	78,200	148,400	217,400	276,800	425,600	471,200	610,400	748,400	879,800	890,000	890,000	890,000
改定(案)	69,800	139,000	205,500	262,800	408,500	452,400	588,100	721,100	854,100	930,000	930,000	930,000
比較	△ 8,400	△ 9,400	△ 11,900	△ 14,000	△ 17,100	△ 18,800	△ 22,300	△ 27,300	△ 25,700	40,000	40,000	40,000

国民健康保険税率の推移

平成22年3月29日～

区分	栃木	大平	藤岡	都賀	西方
	所得割	6.9%	6.4%	6.5%	6.0%
医療分	資産割	29.0%	28.4%	27.0%	24.0%
	均等割	23,000円	21,200円	18,000円	25,000円
	平等割	24,500円	20,000円	16,800円	24,500円
	限度額	470,000円			
後期分	所得割	2.2%	2.0%	1.6%	1.5%
	資産割	10.0%	10.0%	7.0%	6.8%
	均等割	5,000円	7,000円	5,300円	8,500円
	平等割	5,500円	4,000円	5,000円	7,000円
介護分	所得割	2.0%	1.4%	1.5%	1.4%
	資産割	7.2%	5.4%	4.6%	3.0%
	均等割	8,500円	6,200円	7,000円	9,000円
	平等割	6,500円	4,800円	5,000円	7,000円
計	限度額	90,000円			
	所得割	9.9%	10.3%	9.5%	8.9%
	資産割	46.2%	37.4%	40.0%	33.8%
	均等割	36,500円	37,200円	33,500円	42,500円
限度額	平等割	36,500円	23,800円	30,000円	38,500円
	限度額	680,000円			

平成24年4月1日～

区分	栃木	岩舟
	所得割	7.0%
医療分	資産割	14.0%
	均等割	24,000円
	平等割	23,500円
	限度額	500,000円
後期分	所得割	2.0%
	資産割	3.0%
	均等割	5,000円
	平等割	4,500円
介護分	所得割	1.5%
	資産割	3.0%
	均等割	7,000円
	平等割	5,000円
計	限度額	100,000円
	所得割	10.1%
	資産割	20.0%
	均等割	36,000円
限度額	平等割	33,000円
	限度額	730,000円

平成27年4月1日～

区分	栃木
	所得割
医療分	資産割
	均等割
	平等割
	限度額
後期分	所得割
	資産割
	均等割
	平等割
介護分	所得割
	資産割
	均等割
	平等割
計	限度額
	所得割
	資産割
	均等割
限度額	平等割
	限度額

平成29年4月1日～

区分	栃木
	所得割
医療分	資産割
	均等割
	平等割
	限度額
後期分	所得割
	資産割
	均等割
	平等割
介護分	所得割
	資産割
	均等割
	平等割
計	限度額
	所得割
	資産割
	均等割
限度額	平等割
	限度額

平成31年4月1日～

区分	栃木
	所得割
医療分	資産割
	均等割
	平等割
	限度額
後期分	所得割
	資産割
	均等割
	平等割
介護分	所得割
	資産割
	均等割
	平等割
計	限度額
	所得割
	資産割
	均等割
限度額	平等割
	限度額

県内各市町の国民健康保険税率(平成30年度)

		医療給付費分					後期高齢者支援分					介護納付金分				
		所得割	資産割	被保険者 均等割	世帯別 平等割	課税 限度額	所得割	資産割	被保険者 均等割	世帯別 平等割	課税 限度額	所得割	資産割	被保険者 均等割	世帯別 平等割	課税 限度額
		(%)	(%)	(円)	(円)	(千円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(千円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(千円)
1	宇都宮市	6.36		25,900	19,000	540	2.55		9,800	7,200	190	2.07		10,500	6,400	160
2	足利市	7.00		26,400	18,600	580	2.00		7,800	4,200	190	1.90		8,400	4,800	160
3	栃木市	8.20	5.00	30,000	26,000	540	3.00	1.50	11,500	9,000	190	2.60	1.50	12,000	9,000	160
4	佐野市	6.60		25,200	18,000	580	2.40		8,400	7,200	190	2.10		10,800	6,000	160
5	鹿沼市	6.80		20,400	17,400	520	2.50		8,400	6,600	170	1.70		9,000	4,800	160
7	日光市	7.00		22,000	24,000	520	2.60		8,000	10,000	170	2.10		7,000	8,500	160
8	小山市	6.90		27,000	22,000	520	2.50		8,500	6,000	170	2.00		8,000	6,500	160
9	真岡市	7.00	19.00	25,000	23,000	540	1.90	4.50	8,000	7,000	190	1.90	3.00	8,500	7,000	160
10	大田原市	5.50		32,000		520	2.00		12,000		170	1.50		14,000		160
11	矢板市	6.30		24,900	18,200	540	2.40		9,700	7,100	190	2.00		10,300	4,800	160
12	那須塩原市	7.90		21,000	19,000	540	2.00		5,900	6,100	190	2.00		8,000	4,900	160
13	上三川町	7.60		29,000	26,000	540	2.20		9,000	6,000	190	1.90		15,000		160
21	益子町	6.20	32.00	18,000	20,000	540	1.60	8.00	5,000	5,000	190	1.50	3.80	8,200	6,200	160
22	茂木町	6.50	27.00	20,000	21,000	520	1.90	8.70	5,000	5,200	170	1.90		8,000	6,500	160
23	市貝町	4.80	13.00	16,700	15,700	520	2.40	7.00	8,000	7,500	170	1.80		9,300	4,800	160
24	芳賀町	6.70	10.00	26,000	29,000	540	2.00		7,000	8,200	190	1.70		8,200	6,000	160
25	壬生町	7.90	16.50	24,400	22,800	540	1.80	4.00	5,600	5,200	190	1.30	2.20	6,000	4,000	160
26	下野市	6.30		28,800	20,400	540	2.20		9,600	6,000	190	1.90		12,000	3,000	160
28	野木町	6.40	33.00	22,000	22,000	470	1.50	7.00	6,200	6,200	120	1.30	4.30	6,000	6,000	100
36	塩谷町	7.20		27,000	21,000	510	2.60		9,400	6,800	160	1.80		8,000	3,600	140
37	さくら市	6.90		25,000	23,500	540	2.00		8,400	7,400	190	1.90		8,700	7,000	160
38	高根沢町	8.20		26,000	23,500	580	3.00		9,000	8,400	190	2.00		8,000	6,000	160
41	那須烏山市	6.80		23,500	21,000	540	2.40		7,500	6,000	190	1.90		7,800	7,000	160
42	那珂川町	6.20		24,000	21,000	540	2.50		10,000	7,000	190	2.00		10,000	6,000	160
45	那須町	7.70		25,600	22,000	540	2.00		6,000	5,400	190	1.90		8,400	5,600	160